

平成30年度 区長業務説明会



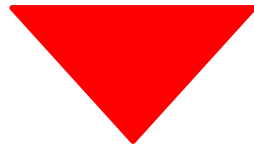
平成30年4月14日（土）

～自治会・町内会と市の関係～



区長について

各自治会・町内会から選出された方を連絡員（区長）として委嘱しています。



地域住民と行政との連絡調整役をお願いしております。

⇒ハンドブック4頁

自治会への業務委託

「守谷市自治会業務委託要綱」に基づき、市と自治会・町内会が業務委託契約を締結し、業務を委託しております。

【業務委託内容】

- ① 文書等の配布，回覧
- ② 自治会・町内会から市への質問，要望などのとりまとめ
- ③ 募金のとりまとめ
- ④ 地区内の調査

① 文書等の配布，回覧について

◆ 毎月10日と25日に各自治会・町内会にお届けいたします。

※配布日が休日の場合は，その直前の平日に配布。

◆ 転入や転出等により配布部数に変更があった場合は，市民協働推進課へご連絡ください。

※変更の連絡は配布日の2～3日前までにはご連絡ください。

② 質問，要望などのとりまとめ

- ◆ 「市政に関する質問・要望書用紙」
⇒5月11日（金）までに提出。

※後日，回答書を作成・配布予定。

- ◆ 市への要望やご相談は，今回に限らず，いつでもお受けしておりますので，各担当課にご相談ください。

※担当課がわからない場合は，各地域の担当職員や市民協働推進課にお問合せ下さい。

業務委託料について

- ◆業務委託料は，守谷市が自治会・町内会に委託していることに対して支払われるものです。

**区長に対しての報酬
ではありません！！**

業務委託料について ～算出方法～

- ◆基本割額：5,000円
- ◆世帯割額：1,500円/1世帯

※3月1日現在の文書配布世帯数を基準に算出します。

⇒ハンドブック30頁

【例①】 90世帯の自治会・町内会

- 基本割額：5,000円…ア
- 世帯割額：1,500円×90世帯＝135,000円…イ
- 委託料計：ア＋イ＝140,000円

【例②】 95世帯の自治会・町内会で、未加入者5世帯にも配布の場合

- 基本割額：5,000円…ア
- 世帯割額：1,500円×100世帯
＝150,000円…イ
- 委託料計：ア＋イ＝155,000円

業務委託料について ～注意事項～

- ◆口座振込みによる支払い。
※年1回，3月下旬
- ◆振込み先は自治会名義の口座。

**個人名義の口座に委託料を
振り込むことはできません。**

業務委託料について ～注意事項～

- ◆使用用途は自治会・町内会において十分に協議のうえ、有効に活用してください。
- ◆各自治会・町内会の予算決算に明記し、わかりやすい会計管理に努めてください。

～守谷市内の自治会・町内会～



市内の状況

◆市内自治会数：158自治会

◆自治会加入率：約69%

※約18,000世帯が加入

⇒ハンドブック5頁

守谷市自治会連絡協議会

- ◆ 構成：全区長
- ◆ 目的：自治会・町内会相互の情報交換等

自治会連絡協議会代議員会

◆活動内容

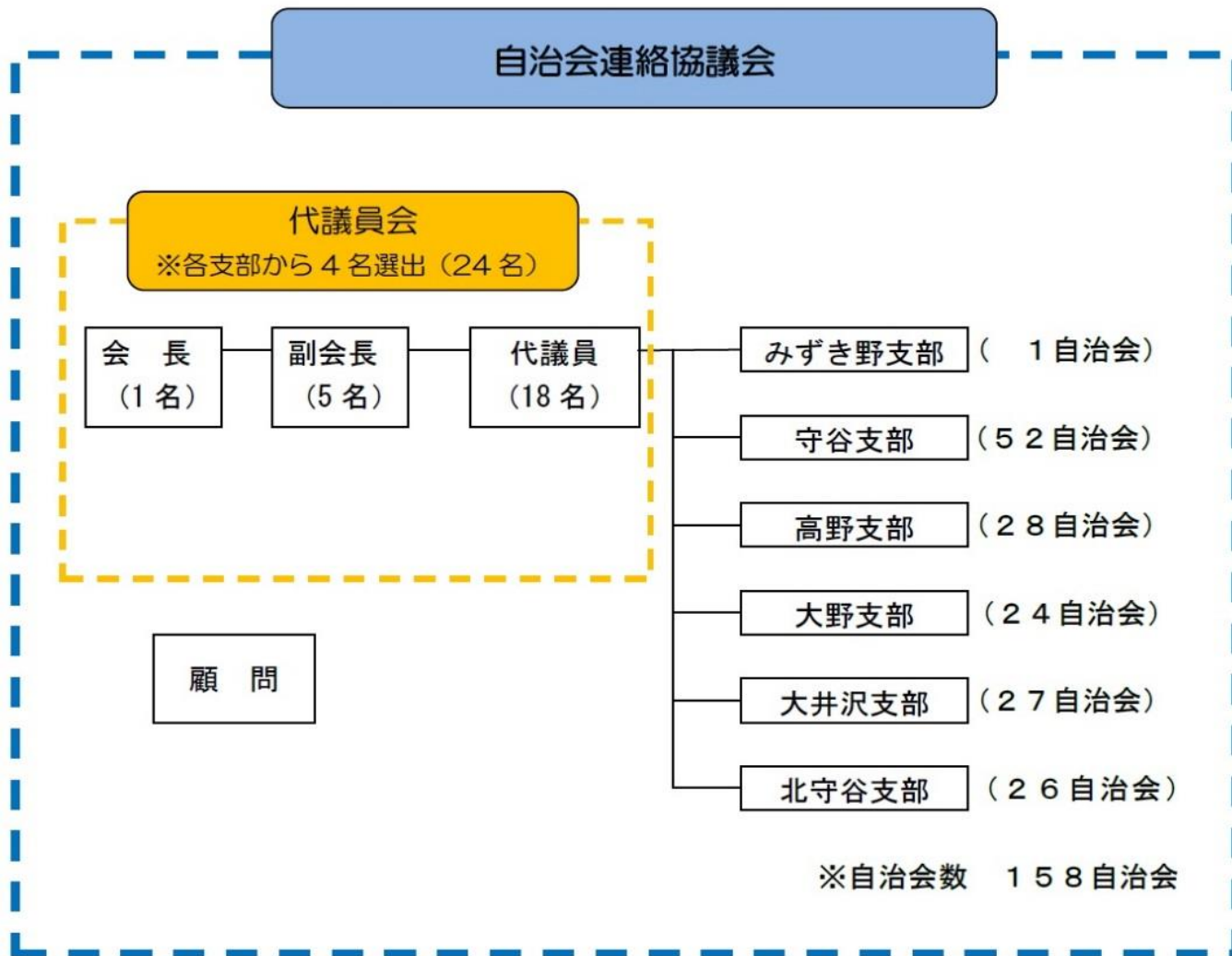
- 研修会の実施
- 市への提言
- 県の自治会連合会の事業等への参加

◆構成

- 24名。（6支部×4人から選出）
- 会長1名，副会長5名。

【守谷市自治会連絡協議会組織図】

平成 30 年 3 月末現在



～支援・補助事業について～



⇒ハンドブック31頁～

協働のまちづくり推進活動助成金

地域住民による作業に使用した燃料代・飲食代や，防災訓練の実施に対する助成です。

- ◆概ね2時間以上の時間を要する作業で，公益上必要であると認められる作業
- ◆地域住民による防災訓練

草刈り等資機材の貸出し

住民活動の一環として樹木剪定や草刈りなどを実施する場合に、エンジン刈払機・芝刈機や、鎌等を貸し出します。

- ◆ エンジン刈払機
- ◆ エンジンチェーンソー
- ◆ ノコギリなど

市公用車の貸出し

市の公用車を貸し出します。

- ◆市内の防犯パトロール。
- ◆市内の道路，河川，公園，学校などの公共施設等の美化，清掃活動。
- ◆市内開催のスポーツ大会，イベント等で使用するもので，市等で貸し出す備品等の運搬。

防犯灯・カーブミラーの設置

【申請方法】

- ◆自治会で協議・取りまとめのうえ、
区長名での申請書を提出。

【球切れ・修繕】

- ◆管理番号を交通防災課へ連絡。

その他ご不明な点は、

- ◆市民協働推進課
- ◆各担当課
- ◆地域担当職員

へご連絡下さい。



皆様， 1年間よろしくお祈ります。

